

平成28年9月30日

第13回 社会保障ワーキング・グループ

KPI・「見える化」項目の明確化



KPI・「見える化」項目の明確化

項目 ①

- 外来医療費の地域差是正のための取組の進捗状況を測る指標
(重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者)

検討事項、検討後のKPI定義、測定の方法等

【検討事項】

- 「重複・頻回受診、重複投薬の防止等の医療費適正化の取組を実施する保険者」の具体的な定義
- 本年3月に策定した医療費適正化基本方針に重複投薬の適正化を取組内容として盛り込んだ。都道府県別の重複投薬の実態に関するデータ分析も踏まえ、医療費適正化計画の算定式に盛り込む指標を検討(本年10月に告示予定)。

【検討後のKPI定義、測定の方法等】

- 外来医療費の適正化効果額の推計式に、特定健診・保健指導実施率、後発医薬品の使用割合の目標達成(70%→80%)を反映。さらに、外来医療費の地域差縮減を目指す取組の適正化効果額の推計方法として、「糖尿病の重症化予防の推進」、「重複投薬や複数種類の医薬品の適正使用」の効果を推計する算定式を盛り込む。重複投薬については、かかりつけ医、かかりつけ薬局・薬剤師の役割の発揮等により、3医療機関以上から重複して投薬がされていた者が半減する場合を仮定した推計式とする。
- 重複受診者、頻回受診者または重複投薬者いずれかに対して取組を行っているかどうか、医療関係者(医師会や薬剤師会等)と連携しているかどうかについて、保険者に対して本年6月にアンケート調査を実施した結果、重複投薬者等への指導を実施している又は今後実施する予定がある保険者は約25%であった。
- 重複・頻回受診については、NDBデータを活用した分析では診療科が不明であることや実際には異なる疾病の治療のために複数の医療機関を受診した患者の区分などが困難であるため、算定式には位置づけていないが、都道府県で分析し、個別に位置づけることは可能である。

KPI・「見える化」項目の明確化

項目 ②・③・④

- 年齢調整後の一人当たり医療費の地域差
- 年齢調整後の一人当たり入院・外来医療費の地域差
- 主要疾病に係る受療率、一人当たり日数、一日当たり点数等の地域差

検討事項、検討後のKPI定義、測定のコエ方等

【検討事項】

- 医療費の地域差等の定義
- 医療費適正化基本方針の一部改正（本年10月に告示予定）に向け引き続き検討

【検討後のKPI定義、測定のコエ方等】

- 医療費適正化基本方針では、都道府県別の一人当たり外来医療費（全国一律の目標を定める後発医薬品、特定健診の効果を除いたもの）について、年齢調整を行い、なお残る一人当たり外来医療費の地域差について平均との差を半減することとして取り扱う。
※なお、取組が全国的に広がる可能性があることから、平均を下回る都道府県は、例えば、平均を上回る都道府県の中で平均に近い都道府県と同等程度の効果が期待されると仮定した推計などを独自に行う。
- 地域差半減に到達できるよう、糖尿病の重症化予防の推進、重複投薬や複数種類の医薬品の適正使用の効果を推計する算定式を盛り込むが、第3期医療費適正化計画の計画期間に向けてレセプトデータ等の分析を継続的に行うとともに、関係者における知見やエビデンスの集積を図り、効果があると認められ、一定の広がりのある取組について追加を検討。
- 都道府県が自らNDBデータの分析ができるよう、都道府県に対し、県別の抽出データを提供する（平成28年度中）。医療費分析における主要疾病については、引き続き検討。

KPI・「見える化」項目の明確化

項目⑤

- 重複投薬の件数等

検討事項、検討後のKPI定義、測定の考え方等

【検討事項】

- 数値の把握時期、速報性

【検討後のKPI定義、測定の考え方等】

- 数値の把握時期：秋頃 速報性：前年度分を把握 としてKPIを測定する。

KPI・「見える化」項目の明確化

項目 ⑥

- 地域差の分析及び給付費の適正化等の方策を策定する保険者の全保険者に占める割合

検討事項、検討後のKPI定義、測定の考え方等

【検討事項】

- 「地域差の分析及び給付費の適正化等の方策を策定する保険者」の具体的な定義
- 地域包括ケア「見える化」システムを活用しつつ、次期計画に関する基本方針の策定の中で明確化

【検討後のKPI定義、測定の考え方等】

- 地域包括ケア「見える化」システムの活用等により地域差を分析し、それを踏まえ、給付費の適正化等の方策を策定した保険者の全保険者に占める割合。

KPI・「見える化」項目の明確化

項目 ⑦・⑧

- 年齢調整後の要介護度別認定率の地域差
- 年齢調整後の一人当たり介護費の地域差（施設／居住系／在宅／合計）

検討事項、検討後のKPI定義、測定の考え方等

【検討事項】

- 地域差の具体的な定義
- 医療の地域差の検討状況を踏まえた検討が必要であることから、本年夏頃を目途に明確化

【検討後のKPI定義、測定の考え方等】

- 各都道府県の年齢調整後の要介護度別認定率及び一人当たり介護費（施設／居住系／在宅／合計）について、中央値を上回る都道府県の「中央値との差」の平均 \div 「中央値」が、年度毎に縮小しているかを測定する。
 - ※ 外れ値の影響を受けない中央値を基軸として、それを上回る都道府県の乖離幅の平均を地域差とした。中央値も変動するため、中央値に対する割合をKPIとして測定。
 - ※ 施設・居住系・在宅に係る給付費の地域差については、それぞれ都道府県の考えがあり、一概に高いことを是正すべきものと言えないことから、これらはいくまで参考値とし、基本的には合計に係る給付費をもって進捗状況を測るものとする。
 - ※ なお、介護保険制度には、都市部・山間部といった地理的条件や独居等の家族構成等の地域の実情等、地域差を必然的に生じさせる要素があるため、地域差そのもののみを問題視するのではなく、都道府県や保険者において多角的に要因分析、地域分析を行い、地域における介護保険事業の在り方を検討していくことが重要。

KPI・「見える化」項目の明確化

項目 ⑨

- 「患者のための薬局ビジョン」に基づき設定する医薬分業の質を評価できる指標の進捗状況（「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数）

検討事項、検討後のKPI定義、測定の考え方等

【検討事項】

- 「薬局数」の定義
- 数値の把握時期、速報性

【検討後のKPI定義、測定の考え方等】

- 平成28年度にモデル事業等を実施し、患者のための薬局ビジョン実現のための具体的な施策に関する検討を進め、今年度中に明確化